

防犯 かわらばん

その
45

犯罪が増加しています！

～一人一人の意識で犯罪のないまちに～

市内の刑法犯が増加しています

8月末現在で、市内の泥棒や暴力事件などの刑法犯認知件数は187件にのぼり、今年の同時期に比べて11件も増加しています。

最も発生の多い犯罪は、**他人の車を傷つける等の器物損壊**で、全体の約2割を占めています。

続いて多いのが**自転車盗**で、糸魚川署に寄せられた17件の被害届のうち、約76%が鍵をかけていませんでした。

《みんなでつくろう安心の街》

10/11（火）～10/20（木）

新潟県犯罪のない

安全で安心なまちづくり旬間実施中！

今こそ防犯意識の更なる向上を！

平成15年以降、全国的に刑法犯認知件数が減少し、糸魚川市でも平成18年以降、4年連続して刑法犯の発生が抑えられ、去年は279件まで減少しました。

しかし、東日本大震災の発生による社会不安の増大、景気の低迷に加え、現代社会のモラルの低下、核家族化による絆の希薄化など様々な要因から、再び市内の犯罪が増加しようとしています。

まずは自宅や自転車の鍵かけ、車を駐車する際の車内への貴重品の置き去り防止などのちょっとした防犯から始めてみましょう。

問合せ 環境生活課 市民生活係 ☎ 552-1511

知って得する消費生活情報 vol.1

今月号から、Q & A方式で消費生活における注意点や留意することなどをシリーズで掲載します。

《点検商法（羽毛布団の訪問販売）》
こんなことはありませんか？

Q 数年前に訪問販売で布団を購入した。最近になって「布団の状態を見に来た」と知らない業者が訪ねてきた。家に上がり込み、布団を広げ「ダニがいる」と言われ、高価なクリーニングや別の布団を勧められた。高額なので断ったが、「こんな布団に寝ていると体に悪い」と言われて、断り切れずに契約してしまった。解除は可能ですか？

A 点検商法は「点検に来た」「無料で点検する」などといって家に上がり込み、不安をあおって商品やサービスを売りつけるのが特徴です。

主な商品やサービスは、布団やシロアリ駆除、床下換気扇などがあります。点検商法による契約をきっかけに「次々販売」へとつながるケースが多く見られます。

今回のケースは、クーリング・オフ^{*}で契約を解除することができます。

^{*}クーリング・オフ制度とは、訪問販売などで心の準備ができないまま勧誘されて契約した場合、一定の期間内であれば無条件で解除できる制度です。（今回の場合は8日間です）

被害にあわないために注意すること

- ①「いりません」と、はっきり断ることが大事！
- ②すぐに契約せず、家族や知人などまわりに相談を！
- ③うまい話には、要注意！
- ④個人情報や安易に教えない！
- ⑤おかしいと思ったら、すぐに消費生活相談窓口へ！

消費生活相談窓口（環境生活課内）

～専門相談員がお受けします～

電話番号 552-1511

毎週 火・水・木（祝日、年末年始を除く）

9:00～12:00・13:00～16:00